

鹿児島オンブズマン関係 報道記事 2009年7月～2010年8月

第17回全国市民オンブズ(マン)北陸・富山大会(2010年9月4～5日)

1. 霧島市議会の「政務調査費」住民訴訟提訴判決(2010年3月19日)

【霧島市政務調査費訴訟判決 報道記事】

■住民訴訟：政調費で市議がPCなど購入「一部支出違法、返還を」――鹿児島地裁判決

(2010年3月21日 毎日新聞)

鹿児島県霧島市議会の政務調査費を巡り、個人用のパソコンの購入などに充てたのは違法として「鹿児島オンブズマン」の続博治代表(53)ら6人が市を相手取り、06年当時の3会派と市議30人に計約640万円を返還するよう求めた住民訴訟の判決が19日、鹿児島地裁であった。牧賢二裁判長は3会派と市議8人の一部支出に違法性を認め、市に計約18万円の返還請求を命じた。

判決は、パソコンやデジタルカメラ購入について情報収集での活用を認めつつ、「私的な活動に用いることも容易」として「半額を超える額を支出するのは違法」と認めた。また、書籍などの資料購入についても「市政との関連性があると認められない」とした。

続代表は「事務機器が私的に使われる可能性について言及され、一定の成果はあった。政務調査費について議員自ら精査するようになってほしい」と話した。南田吉文副市長は「判決文を受け取っていないのでコメントは控えたい」とした。

■「政務調査費返還請求を」3会派・市議らから 霧島市に地裁判決

(2010年3月21日 読売新聞)

霧島市が市議会に支給した2006年度の政務調査費に違法な支出があったとして、鹿児島オンブズマン(続博治代表)が市を相手取り、3会派と30市議から約650万円を返還させるよう求めた訴訟の判決が19日、鹿児島地裁であった。牧賢二裁判長は一部の支出について違法と認定し、市に対し、3会派と市議ら8人に計約18万円の返還を求めると命じた。判決によると、違法な支出と認定されたのは、市政との関連性が認められない一部の新聞、書籍などの資料購入費と、政務に使われたとの証拠がない文具などの事務費の半額を超えた額。返還額は会派が1万1769円～5万2018円、市議らが55円～2万1940円だった。

霧島市議1人当たりの政務調査費は月3万円。毎年度末に調査報告書と領収書の提出を求め、残金があれば返納している。

■霧島市議会政調費訴訟 市に返還請求命令/鹿児島地裁

(2010年03/20) 南日本新聞

霧島市議会の2006年度政務調査費に違法な公金支出があったとして、鹿児島オンブズマン(続博治代表)のメンバーら6人が、前田終止市長に約650万円の返還請求を求めた訴訟の判決が19日、鹿児島地裁であった。牧賢二裁判長は、領収書に不備があるなど一部支出を違法とし、当時の同市議会3会派と無所属の8議員に対する計約18万円の返還請求を命じた。判決によると、市議らは政調費から海外視察費や日当を支出したり、個人用の電化製品などを購入した。

裁判長は「各視察や購入が市政と無関係とはいえない」と判断。パソコンやデジカメなど備品購入の半額を政調費で支出する一などとした市議会の申し合わせ規定に基づき、半額以上の支出分や、市政との関連が不明確な新聞や書籍の購入費を違法とした。

続代表は「領収書などを精査し、違法性を認めた判決は評価できる」とした上で、「政調費の用途について踏み込んだ判断がなされず残念」と話した。現時点で、控訴予定はないという。

霧島市の南田吉文副市長は「判決文を精査し、今後の対応を考えたい」と話した。

■霧島市議会政務調査費 一部返還請求命じる

2010年03月20日 「朝日新聞」

http://mytown.asahi.com/kagoshima/news.php?k_id=47000001003190002

霧島市議会が2006年度に支出した政務調査費約650万円は違法な支出だとして、鹿児島オンブズマンの代表らが前田終止市長に政務調査費の返還を求めた訴訟の判決が19日、鹿児島地裁であった。牧賢二裁判長は新聞購読料に使った費用など一部について違法性を認めたが、上海への視察旅行費は違法と言えないと判断。3会派と市議ら8人に計約18万5千円を返還請求するよう市に命じた。

判決によると「領収書がどの新聞や書籍を買った費用にあてたのかが明らかではなく、霧島市政との関連性があると認めるに足りる証拠はない」として違法性を認めた。

ただ、上海市への視察旅行費などについては「市政と無関係であるとは言えない」と訴えを退けた。

同市では議員1人あたり月額3万円の政務調査費が認められている。

原告の鹿児島オンブズマン代表の続博治さん(53)は判決後、「主張を一定程度認めてもらったのは評価できるが、支出が公益上必要かどうかの中身にまでは触れられておらず残念」と話した。

南田吉文霧島副市長は「判決文が届いておらず内容を把握していない。内容を十分に精査して顧問弁護士とも相談して対処していきたい」とのコメントを出した。

■霧島市政務調査費返還訴訟判決

2010年3月19日 NHK鹿児島放送

霧島市が市議会議員に政務調査費として領収書がない経費を支給していたのは違法だとして、鹿児島地方裁判は19日、あわせて18万円あまりを議員らに返させるよう市長に命じる判決を言い渡しました。

この裁判は、霧島市の市民グループ、「鹿児島オンブズマン」のメンバーが、平成19年に市議会の政務調査費が領収書のない物品の購入にあてられているなどとしてあわせて640万円あまりを議員らに返還させるよう市長に求めているものです。

鹿児島地方裁判所の牧賢二裁判長は19日、政務調査費から支出されたもののうち領収書のない資料購入費については「議員には広範な裁量が認められるべき」とする一方、「市政との関連性が認められない以上、政務調査費として支出したことは違法といわざるを得ない」と指摘しました。

そのうえで3つの会派と8人の議員に対して、あわせて18万円あまりを市に返還させるよう市長に命じる判決を言い渡しました。

霧島市では、市議会議員が行う調査や研究に1人あたり、月3万円の政務調査費を支給しています。

19日の判決について霧島市の南田吉文副市長は「判決文がまだ手元に届いていないので、具体的なコメントについては差し控えたい。判決文の内容を十分に精査して顧問弁護士とも相談しながら対処したい」と話しています。

一方、原告の鹿児島オンブズマンの統博治代表は「一定の評価はできるが、支出自体に公益性があるのかどうかの問題については踏み込んでおらず残念だ。他の裁判の判決を照らして今後の対応を決めたい」と話していました。

■霧島市政務調査費、一部返還命じる

MB C南日本放送 [2010/03/19]

霧島市議会の政務調査費めぐり、市民団体が返還を求めた裁判で、鹿児島地裁はきょう、訴えを一部認め、18万円余りの返還を請求するよう、霧島市に命じました。訴えを起こしていたのは市民団体「鹿児島オンブズマン」の統博治代表ら6人です。統代表らは、霧島市議会の政務調査費およそ640万円について、旅行や個人的な事務機器の購入などに使われたとして、議員らに返還請求を行うよう、霧島市に求めています。判決で牧賢二裁判長は、資料購入費や事務所費の一部について、「政務調査費からの支出は違法」と認定。現職の市議会議員7人を含む、当時の3つの会派と8人に対し、18万円余りの返還請求を行うよう霧島市に命じました。霧島市の南田吉文副市長は「判決文を受け取っていないのでコメントは差し控えたい」としています。

2. 鹿児島県行政委員報酬問題

■監査委員が月額報酬見直しを「却下」

KTS 2010年04月28日

県の労働委員会や選挙管理委員会などの委員に毎月、月額で報酬が支払われるのはおかしいとする住民監査請求に対して県監査委員はこの請求を却下しました。

この住民監査請求は、県労働委員会や収用委員会、それに選挙管理委員会の委員が、勤務日数に関係なく月額で報酬をもらうのはおかしいとして見直しを求めているものです。これに対して県監査委員は、「月額の報酬は条例に定められているものであり、条例そのものは監査の対象ではない」として請求を却下しました。

この決定について住民監査請求をした杉原洋さんは、「請求の中身に一切踏み込まない極めて不誠実な対応」と批判しました。この問題については、大阪高裁が「月額報酬制は、著しく妥当性を欠く」として月額を支払いを違法と認める判断を下しています。杉原さんらは今後、司法の判断を仰ぎたいとして公金の支払い差し止めを求める訴訟を起こす考えを明らかにしました。